

国産ジビエ認証の認証機関の募集について

農林水産省 農村振興局 鳥獣対策・農村環境課

平成30年5月18日に制定しました「国産ジビエ認証制度」につきまして、本制度に基づく審査等の事務（以下「認証等の業務」という。）を行う事業者（以下「認証機関」という。）の募集について以下のとおり定めます。

1 認証機関とは

認証機関とは、国産ジビエ認証制度（以下「制度」という。）に基づき、認証に係る審査等の事務を行う事業者であり、農林水産省が設置した「国産ジビエ認証委員会」（以下「委員会」という）による審査・登録を受けることとなります。認証機関は、制度第3（2）に記載のとおり公平かつ公正な認証等の業務を行い、審査の信頼性の確保に努める責務があります。

その他、国産ジビエ認証制度の詳細につきましては、制度を参照ください。

2 応募方法

認証機関の登録を受けようとする事業者の方は、認証機関登録申請書（別記様式第1号）に、制度第5の1に記載の書類を添えて、申請してください。

ただし、制度5の1の（4）の審査員については、次のいずれかに該当する者のうちから、選任してください（審査員の資格を証明する書類の写しを添付すること）。

- ① 食品衛生法第30条の食品衛生監視員の資格要件を満たす者であって、食品衛生の実務に5年以上従事した経験を有する者
- ② 食品衛生法第48条の食品衛生管理者の資格を有する者であって、食品衛生の実務に5年以上従事した経験を有する者
- ③ ①及び②のほか委員会が別に定めた次の要件を満たす者

・公衆衛生学（食品衛生分野）を専門として大学に所属する教員等であること

上記に加え、制度第6別表1（7）に基づき、ジビエの処理加工に関する十分な経験（3年以上）又は知識（過去に地方自治体のジビエ認証制度等の研修講師を務めたり、ジビエの衛生管理に関する論文等を発表等）を有していることが示せる書類を添付すること。

3 提出部数

認証機関登録申請書（別記様式第1号）及び添付書類について、1部提出をお願いします（御提出いただいた申請書類は、返却いたしません）。

4 応募先及び本件の問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課

鳥獣対策室 鳥獣利活用推進班

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL. 03-6744-2196

5 その他

制度第6に基づいて審査を行いますが、審査過程において、必要に応じて委員会より問い合わせを行う場合があります。その場合、申請書類の修正や追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承ください。